

政務活動費活動報告（視察）

(1) 出席者（会派名・個人名）

公政会：野村博雄 馬場和子 安澤 勝 杉原祥浩 長崎任男 谷口典隆
和田一繁 小川隆史 伊藤容子 林 利幸 森野克彦 黒澤茂樹 12名

(2) 実施日：令和2年1月14日（火）午後2時から午後3時45分まで

(3) 報告書作成者：黒澤茂樹

【1. 調査の目的】

(1) 本市における現状

ネーミングライツについて彦根市では導入実績がない。

（仮称）新市民体育センターにおいてネーミングライツの取組を検討中

(2) 本市における課題

厳しい財政状況が続く中、歳入確保策の一つとしてネーミングライツの導入を検討する必要がある。

【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目：ネーミングライツの導入について

①導入実績、②ネーミングライツ料の算定根拠、③財政への貢献度、④ネーミングライツ導入手法、⑤契約期間中の瑕疵への対応、⑥指定管理者との関係、⑦市民からの意見等について 他

(2) 選定地：鹿児島県鹿児島市

【3. 調査結果】

担当者：鹿児島市議会事務局 局長 田畑浩秋氏

鹿児島市企画財政局財政部管財課 課長 福田大作氏

〃 財産マネジメント推進係 主幹 平國祐二氏

〃 管財課 主任 木村直久氏

(1) 内容

① 4件8施設、令和2年4月1日から導入する。（別紙資料）

② 類似都市、利用者数、広告媒体への露出状況等を勘案し策定した。あくまでも目安となる金額であり、希望金額を下回る提案もできる。

③ 4施設で（年間3,700万円～3,920万円）契約期間3年で総額1億9,160万円を見込んでいる。

④ 広告効果が見込まれる施設では「募集型」により期間を長く設定し、広く募集することができ、競争性が働き、よりよい結果が期待できると考えている。「提案型」については今後、導入を検討していく予定。

⑤ 指名停止をもって直ちに契約解除とはしていないが、指名停止の理由によっては、「法令違反又は社会的信用が著しく失墜する自由が発生し、施設のイメージが損なわれ愛称の維持が困難となる場合」は解除に該当すると考える。

⑥ 指定管理者と問題は起こっていない。ただしネーミングライツパートナーと指定管理

者が同じような業種であったりした場合は何らかの問題の発生も考えられる。

- ⑦ すでに鹿児島県で実績があり、企業名を愛称にすることについて市民から特段の反対はない。

その他

- ・ネーミングライツを募集する施設が多いと申込者の数は少なくなる可能性が高い。また、どんな施設にネーミングライツの需要があるか研究することが必要である。ホール等の文化施設やアリーナ等の体育施設、公園、歩道橋など可能性がある。図書館は他市の例でもネーミングライツをされている例は少ない。

- ・地域の規模の小さい体育館は地元企業の社会貢献という形で応募があった。

- ・募集に対し応募が無かったからといって、ネーミングライツの希望金額を安易に下げないことも大切である。条件について期間をとって見直した形にするのがベターである。それでも応募が無い場合は随時募集としている。

- ・ネーミングライツを実施することについての周知・広報については、市ホームページ、市広報誌のほか、広告代理店への依頼、メディア（新聞、TV）取材による周知を行った。企業に応募のお願いに回るようなことはしなかった。また、大きな施設（金額高）についてはどの施設が対象かということは誰にでも分かるが、小さい施設（金額低）については地元企業からの応募を期待して、地域ごとの商工会へ協力を願った。先進都市の事例でも小さい施設は地元企業の社会貢献で申し出る場合が多く、社長にどうこのことが届くか腐心した。またこの場合、トップダウンで応募の有無が決まることが多い。大きい施設は大企業からの申出がほとんどであり、この場合応募の有無について意思決定に時間がかかる。そのため少なくとも募集期間を3月はとっている。

(2) 考察

ネーミングライツは本市での取組事例がないが、財政状況の厳しい中、財源確保に向け積極的に取り組む必要がある。現在（仮称）新市民体育センターにおいて導入が検討されているが、すでに愛称で親しまれている「くすのきセンター」や「wa っとねす春日」といった施設は別として、その他にもこれから建設予定の金亀公園と陸上競技場を結ぶ歩道橋、また中央町仮庁舎などで導入が可能ではないかと考える。

ネーミングライツの導入に際しては先行事例を十分に研究し、しっかりとした導入のガイドラインを作る必要があると考える。また、ネーミングライツに応募する企業の需要をしっかりと把握するとともに、施設の規模の違いによる金額や応募資格も細かく規定しておく必要がある。

さらに、視察先の鹿児島市では特に問題は発生していないとのことであったが、ネーミングライツ企業と施設所有者の市、施設の管理運営を受託する指定管理者の3者間でトラブルが発生した場合の対応も事前に決めておくことが大切であると考えます。

いずれにせよネーミングライツの導入は間違いなく進めていかななくてはならず、市・企業それぞれが Win-Win の関係となるよう執行部においてプロジェクトチームを作るなどして早急に調査研究を進め、一日でも早く導入できる体制を整える必要があると考える。特に（仮称）新市民体育センターにおいてはこれからの建設であり同時平行で進めればより効果が高い（高額の希望金額での）ネーミングライツが導入できると考える。

政務活動費活動報告（視察）

(1) 出席者（会派名・個人名）

公政会：野村博雄 馬場和子 安澤 勝 杉原祥浩 長崎任男 谷口典隆
和田一繁 小川隆史 伊藤容子 林 利幸 森野克彦 黒澤茂樹 12名

(2) 実施日：令和2年1月15日（水）午前8時50分から午前10時30分まで

(3) 報告書作成者：黒澤茂樹

【1. 調査の目的】

(1) 本市における現状

彦根市は、国宝彦根城天守をはじめ四季折々の姿が楽しめる国の名勝に指定された大名庭園の玄宮園や楽々園、また名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）など多くの歴史遺産を有している。しかしこれらの価値が市民に十分理解されず、また有効活用できていない。

(2) 本市における課題

彦根城の世界遺産登録に向け取組を進めるなかで文化財の保護、各種建造物等の保存整備を進める必要があるが市民の機運が熟していない。また、経営という視点も入れてこれら財産を積極的に活用する必要がある。

【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目

名勝仙巖園は、薩摩藩主島津家の別邸として築かれ、2015年7月に世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」として登録されている。この名勝仙巖園は民間の所有であり集客や経営の手法について調査する。

(2) 選定地：名勝 仙巖園（島津家別邸） 鹿児島県鹿児島市吉野町 9700-1

【3. 調査結果】

(1) 内容

入園料 ¥1,500/大人/高校生以上 ¥750/小中学生 （庭園 尚古集成館 御殿）

園内ガイド¥3,000（30分）

薩摩藩近代化の始まりである反射炉についてその仕組みや構造、また28代藩主斉彬の反射炉建築に取り組んだ経緯や思いについて、仙巖園内に新に建設された鹿児島世界文化遺産オリエンテーションセンターを調査する。その後、園内ガイドから実際の反射炉跡において説明、次に江戸時代の正門である錫門、庭園において日本で最初のガス灯となる巨大な灯籠（鶴灯籠）、御殿の内部を調査検討する。

海外の力に対抗しようとする当時の薩摩藩島津家の近代化、工業化の過程を知ることができた。また、これらの技術が、近代日本の工業国、技術大国への切っ掛けとなったことを理解した。

名勝仙巖園は民間の施設であり、公からの補助も無いなか、樹木の剪定をはじめ施設も綺麗に整備されている。また御殿の中も着物姿の案内の女性が多くおり、作業や案内だけでも相当数の雇用の場になっている。また、このエリアは世界文化遺産の指定を受けた地域であるが、レストランや島津薩摩切子、薩摩焼のブランドショップ、何棟かの土産処も併設で建築されており、桜島の壮大な風景を望める仙巖園をより一層楽しめる場としている。

御殿内の展示も幕末以降の島津家の暮らしを体感できるように工夫がされ、「釘隠し」も様々な装飾が施されこれを全て探すゲーム感覚で紹介もされている。また、世界文化遺産オリエンテーションセンターではCGを使った解説もあり皆が楽しめるようになっている。

(2) 考察

彦根市においても、素晴らしい本物の財産がたくさん残っている。市民がこの多くの財産に触れその価値を体感すること、そして彦根市に誇りと愛着を持つようになることが本来あるべき市としての文化行政であると考えている。

また、これらの文化遺産に多くの観光客が来彦するよう工夫すれば、結果として地域が潤いまた雇用の場の拡大にも繋がるのではないかと考える。

文化財の活用については様々な制約があるが、平成 29 年 5 月に文部科学大臣から文化審議会へ「これからの文化財の保存と活用の在り方について」諮問があり、同審議会で文化財の持つ潜在力を一層引き出すための手法等について検討が開始されている。また、内閣総理大臣を議長とし、関係する国務大臣や有識者が参加し開催される未来投資会議の中でも、「文化ストック」の継承・発展と創造により、社会的・公共的な価値と経済的価値を創出。文化芸術への投資を拡大しながら、より大きな経済波及効果も創出し、新たな経済的価値を文化芸術に再投資する社会の推進とされている。さらに観光戦略においても、美術館・博物館の観光資源としての開花も謳われている。

彦根市としてもこの国の動きをしっかりと注視し、他市の先陣を切る位の気持ちで文化財の保存活用の取組を強化すべきであり、これの取組の如何によって彦根市の将来も大きく左右されるのではないかと考える。

(1) 政務活動費活動報告（視察）

八代市環境センター 環境管理センター管理課

(1) 出席者（会派名・個人名）

公政会：野村博雄 馬場和子 安澤 勝 杉原祥浩 長崎任男 谷口典隆
和田一繁 小川隆史 伊藤容子 林 利幸 森野克彦 黒澤茂樹 12名

(2) 実施日：令和2年1月15日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

(3) 報告書作成者：伊藤容子

【1. 調査の目的】

(1) 本市における現状

彦愛犬の広域行政組合で、昨年新清掃センター建設候補地が彦根市の西清崎に決定され、同時に焼却方法は「ストーカー方式」が採択された。本年度から環境影響評価が実施される予定で、その後地質調査等々と続く。清掃センターの建設により、周辺地域の発展・彦根市の発展に繋がるような取組みの工夫が求められている。

(2) 本市における課題

清掃センターの焼却によるエネルギーを回収した発電・熱活用が考えられるが、現在は全くこれらエネルギーの活用について白紙であり、今後周辺住民・市民とともに活用を考える必要がある。

また近年世界的に甚大な自然災害がおこる中、自然災害への対策を充分考慮した建設が求められている。

【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目

(ア) ゴミ処理施設の建設において留意した点と取組みについて

(イ) ゴミ焼却による発電や熱利用と事業費について

約43年稼働して日本でも有数の古さの清掃センターであった八代市が、新しく清掃センターの建設を現在の港湾沿いに決定したことで、地盤・地震・津波・台風等の自然災害に対する対策、また焼却に伴ない発生するエネルギー（発電・熱）活用についての調査。

(2) 選定地：熊本県八代市 八代市環境センター（エコイトやつしろ）

【3. 調査結果】

担当者： 八代市市民環境部環境センター管理課 理事兼課長 山口 敏朗氏
主任 中津 充弘氏

(1) 内 容

(ア) ゴミ処理施設の建設において留意した点と取組みについて

自然災害への対策

(a) 埋立地（液状化）の対策・・・ペーパードレイン工法を実施

*熊本地震で液状化しなかった

(b) 地震

- ・ 建屋 地震の地域別係数が0.8のところ1.0で計算し建設
- ・ 重要度係数 1.25（学校施設等）
- ・ プラント部 火力発電所の耐震設計規定に準ずる

(c) 高潮 十数年前に都市で甚大な被害があった

過去最大潮位 TP 4.5のところ TP 4.6と更に地盤を上げ造成

建設工事費

総工事費) 153 億

財源) 循環型社会形成推進交付金 約36億円 (交付金)

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 約2千万円 (交付金)

合併特例債・一般財源で賄う 他

建設事業方式)

<地元でできる事業は地元での方針>

- ・ 焼却炉（エネルギー回収システム）・・・民間のノウハウを活用 DBO 事業
- ・ 管理棟 リサイクル・緑地広場・・・地元企業

(イ) 焼却により回収したエネルギーの発電・熱利用について

- ・ 発電・・・環境センター場内で電力として使用し、

残りの余剰電力は全量売電（売電収入約1億円/年）

- ・ 熱・・・地元の養漁センターの水槽を温める為（漁協の光熱費低減）利用

*温水配管設置

事業費内訳（年間）

エネルギー事業 2.5 億円（売電収入 1 億円差引後）、残渣運搬+資源化約 1.1 億円

マテリアル事業約 1.8 億円

(2) 考 察

八代市は、水俣市と隣接しており、八代市民としては環境都市水俣市を追いつけ追い越せの意識が強く、ゴミの分別が22区分ある事への抵抗はないそうである。見学コースの各所に掲示されていた「混ぜればゴミ、分ければ資源」との啓発が市民の意識に浸透している為か、彦根市も今後積極的に市民の意識に浸透する効果的な環境啓発活動を実施する必要があると感じた。

建設における自然災害の対策として、過去の最大の被害より更に厳しく対応し

たものであり、彦根の建設にも八代市の基準の設定は参考になる。

用地買収や地元対策としては、港湾沿いの立地の為、地元は漁協だけであり、また土地も国・県の埋立地であり順調に進めることができたとのこと。

周辺整備として、センターの隣地に緑地公園を設けており、土日は多くの家族が利用しているようである。この公園は今後の清掃センターの新設に際し活用する為の用地であるとのこと、将来の清掃センター更新まで見通した取組みであることに驚いた。彦根市としては、新清掃センター後の将来の更新をにらんだ立地確保は西清崎では考慮していないが、新たに建設する清掃センターを市民に親しみのある場所にする為、清掃センター周辺の活用を、荒神山一帯の全体を考えながら清掃センターの周辺整備をする必要がある。八代市のように周辺の緑地公園化も一つの選択肢になりうる。

八代市環境センターのエネルギー回収による発電・熱利用は、センター周辺は漁港であり住宅もない為、市民に直接的な還元がなかったが、彦根市の場合は周辺に集落もあり、市内住宅地からも近い。また荒神山周辺には散策ルート・スポーツ施設・子どもセンター等があり多くの市民が訪れる場所でもある。この為、焼却からできるエネルギーを回収し発電・熱を活用して、市民還元の方法を工夫することで、より市民に受け入れられ利用される魅力的な施設になりうる可能性がある。今後、回収したエネルギーの発電・熱活用方法について周辺住民だけでなく、広く市民の声を反映した活用方法を行政がともに考えていく必要がある。市民を巻き込みエネルギーの活用を協働して検討・実施することで、彦根市の新清掃センターが新たな彦根の魅力をつくり、今後の彦根の発展に寄与する施設になる可能性がある。繰り返しになるが、今後彦根市は市民と協働し、広く多様な市民の声を反映できる協働の仕組みを新たに構築する必要がある。市民・行政協働のシンボルとしての新清掃センターは、現在多くの見学者が来訪する武蔵野市の清掃センターのように、新たな彦根の魅力創出にも貢献し、清掃センターとしての役割以上の効果を彦根にもたらすと考えられる。

政務活動費活動報告（視察）

(1) 出席者（会派名・個人名）

公政会：野村博雄 馬場和子 安澤 勝 杉原祥浩 長崎任男 谷口典隆
和田一繁 小川隆史 伊藤容子 林 利幸 森野克彦 黒澤茂樹 12名

(2) 実施日：令和2年1月16日（木）午前10時から午前11時45分まで

(3) 報告書作成者：馬場和子

【1. 調査の目的】

平成29年7月に発生した豪雨災害時に、女性・子どもに特化した避難所を設け、発災直後から現在まで支援活動を継続運営されている朝倉災害母子支援センターの現地踏査、並びに運営等に関する調査を行うことで、彦根市での災害対応の参考とするため

(1) 本市における現状

災害の少ない彦根市であるが、近年の気象変動等の影響により「いつ、どこで、どのような災害が発生するか」わからない中、発災時の対応として避難所設営、運営、生活再建への手立てを平常時から構築するには充分とは言えない。

(2) 本市における課題

一年に一度、彦根市の防災訓練が実施されているものの、真に必要な方をしっかり支援できる体制構築に向けた具体的な対策・対応の訓練にはいたっていないことから、発災時にいち早く対処できない。

災害弱者の救済・支援のためのネットワーク構築も完全とは言えない。

【2. 調査地選定理由】

(1) 調査項目：女性と子どもに特化した避難所運営について

福岡県朝倉市「朝倉災害母子支援センター」は、女性や子どもに特化した避難所を設置し多くの母子・妊婦等の心のよりどころとして機能を発揮されたこと。

災害時に全国から参集の女性ボランティアが安心して作業に従事していただけるよう宿泊施設として機能した実績がある。

その設置の経緯や運営手法、持続可能な運営手法等の研修に適した施設である。

(2) 選定地：福岡県朝倉市「朝倉災害母子センターきずな」

朝倉市役所総務部 総合政策課 男女共同参画推進・青少年係 柳瀬ユミ係長

朝倉災害母子支援センターきずな 大庭きみ子事務局長（朝倉市議会 環境民生常任委員長）

【3. 調査結果】

(1) 内容

平成27年7月5日、数十年に一度ともいわれている豪雨により32人の方がお亡くなりになり、発災後の7月10日には1204人の方が市内7か所の避難所に避難されるなど、

甚大な被害を受けた福岡県朝倉市。

復旧・復興に時間を要することから、女性や子どもの心身の健康と生活の回復を図るため使われていなかった旧の産婦人科医院の施設を提供していただき、朝倉災害母子支援センターが設けるに至った経過や、災害の状況について柳瀬係長から概要の説明をいただきました。

具体的には、8月1日からは、きずなでの個別入浴が可能になったことや防犯ブザーや化粧品の配布の実施、トイレに意見箱を設置し生の声を反映する仕組み、避難所での工夫として子どもの遊び場確保や復旧作業に専念する母親を支援するための子どもの預かりなど男性だけではなく女性の意見も聞いて反映することが出来たこと。生活の場である避難所では、行政職員だけでは足りないところを NPO 等との連携により補う仕組み。そのためには、日頃からの男女共同参画の取組が必要であると説明を結ばれました。

大庭事務局長からは、施設の基本の柱である

- ①母子・または女性の避難所
- ②災害時の女性ボランティアの宿泊・拠点施設
- ③母子・女性と子どもの相談・支援

三つの内容について、具体的な例を挙げて説明いただきました。

施設を設けることの背景には、災害時には食べ物よりも住むところが求められること、避難所での DV は生命にかかわる重大な事案が発生する可能性があることなどがあること、避難生活が長期化する中、冷房のない体育館などでは夜間でも30度を超え、体調不良を誘引すること、二次避難所として高齢者・障がい者・妊産婦・外国人など支援の仕方に違いがあることなどがあることも述べられました。

行政が無理なら自分達で

そんな思いから災害母子の支援をする拠点として「きずな」を設置。拠点があることによりユーズの掘り起こしや、専門ボランティアとのマッチングが可能になったことなどのメリットと説明。スタッフ・ボランティア・そして利用料はすべて無料でスタートした施設運営実績として、被災母子：延べ200人、災害時の女性ボランティアの宿泊人数：延べ143人、母子相談件数：延べ224人、生活相談・法律相談件数：延べ124件など、災害発生後から現在まで施設の果たす役割の一端をお示しいただきました。

応急的な復旧の時期経過後の活動の紹介もありましたが、仮設住宅集会所への出前の演奏会の実施や、移動遊び場「プレーカー」を使っの活動、支援物資の配達、衣料の収集や必要な方へ届ける活動など多岐に亘るものだとのこと。

今後の見通しとして、市からの補助はなく一年間は財団の補助による運営してきたものの、産前・産後ケアハウスとして持続可能な運営をするための大祭づくりと運営のための費用の捻出が大きな課題とのこと。

視察見学：一通りの説明をいただいた後、一階のプレイルーム・カウンセリングルーム、2階のシングル6室、ツイン3室の個室や赤ちゃんのための沐浴室、フリースペースの状況を見学させていただきました。廊下の壁に飾られていた額に掛けられていた言葉が印象的でした。

「赤子は肌で、幼児は手、子どもは眼、若者は心で、子宝」

「赤子は肌をはなさない、幼児には手をはなさない、子どもには目をはなさない、若者には心をはなすな、子はわが家の宝物」

なお、きずな視察見学には全国から多くの方が来られており令和1年12月までの間に15自治体、95団体、延べ1204人にも上るとのことでした。

(2) 考 察

比較的災害の少ない彦根市であるとは言われているが、万一の発災時にその直後から市民の安全と安心を担保するためにはどのような手立てを講じるのか、発災直後の混乱の中では看過されてしまう事例もあるも知れないとの危機感を持って平常時からの対策が必要であると痛感。

今回の研修では、母子・子どもに特化した避難所を早く立ち上げ多くの方の心身への支援をされた実情を目の当たりにし、福祉避難所とは別の視点から女性・子ども・災害時の女性ボランティアを守る施設、仕組み、運営についての多くの学びがありました。

事業を行うためには、人・物・金が必要と言われていますが「きずな」には、その三つに加えて快く施設を提供くださった「場」と、自分達に出来ることをやっといこうと言う「心」があったのだと感じました。

彦根市の災害時対応の中に今回の研修内容を反映し、市民の安全・安心のために活かしていくことを願うばかりです。